

令和7年9月

## 中札内村議会定例会会議録

令和7年9月4日（木曜日）

### ◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	川尻年和君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

### ◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	尾野悟里君	総務課長	渡辺大輔君
住民課長	平山直人君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	平澤悟君	施設課長	北村公明君
総務課 参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	下浦強君

### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 氏家佑介君

### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 中道真也君 書記 北嶋和美君

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町村議会研修会への参加について
日程第 6		委員の派遣について
日程第 7		村政・教育行政執行状況報告
日程第 8	意見書案第 6 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 9	請願第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の採択を求める請願
日程第 1 0	請願第 4 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願
日程第 1 1	報告第 3 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第 1 2	報告第 4 号	令和 6 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 1 3	承認第 3 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 1 4	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 1 5	議案第 3 8 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 6	議案第 3 9 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 7	議案第 4 0 号	中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 8	議案第 4 1 号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 9	議案第 4 2 号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 0	議案第 4 3 号	中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 4 4 号	中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 4 5 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 4 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 4	議案第 4 7 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 2 5	議案第 4 8 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 2 6	議案第 4 9 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 2 7	議案第 5 0 号	財産の購入について
日程第 2 8	議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 9	議案第 5 2 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 3 0	議案第 5 3 号	令和 7 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 3 1	議案第 5 4 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 3 2	議案第 5 5 号	令和 7 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

## ◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年9月中札内村議会定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番福原議員と6番戸水議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。  
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長の報告を求めます。  
宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。  
令和7年中札内村議会9月定例会について、8月28日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。  
その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。  
会期につきましては、本日から12日までの9日間であります。  
今定例会への村長提案は、報告が2件、承認が1件、諮問が1件、議案が18件、認定が6件であり、報告は「損害賠償額の決定についての専決処分の報告について」と「令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の2件で、承認は「令和7年度一般会計補正予算の専決処分の承認について」、諮問は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案は「公平委員会委員の選任同意」が3件、「教育委員会委員の任命同意」が2件、「条例の一部改正」が4件、「一部事務組合の規約変更」が3件、「財産購入」が1件、「工事請負契約の締結」が1件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が4件となっており、認定6件については「令和6年度決算に係る認定」であり、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。  
また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「町村議会議員研修会への参加計画」、「委員の派遣」、その他、意見書案が1件であります。  
請願等につきましては、請願が2件、陳情が1件提出されており、請願2件は所管の産業文教常任委員会に付託し、陳情1件は資料配布の取扱いといたしました。  
意見書案1件、報告2件、承認1件、諮問1件、議案18件については、初日の本会議での審議としてください。

一般質問は5名から7問の通告がありました。8日での質問を予定してください。  
また、産業文教常任委員会による農作物作況調査は、10日での報告を予定してください。  
決算認定6件の審議につきましては、9月10日から12日までの3日間、本会議での審議をお願いいたします。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくよう、お願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

**○議長（中井康雄君）** 報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

**○議長（中井康雄君）** 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思っております。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの9日間に決定いたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

**○議長（中井康雄君）** 日程第4、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

### ◎日程第5 町村議会議員研修会への参加について

**○議長（中井康雄君）** 日程第5、町村議会議員研修会への参加についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

**○議会事務局長（中道真也君）** それでは、十勝町村議会議員研修会参加計画書について、ご説明いたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

この参加計画書は、会議規則第129条の規定に準じ、十勝町村議会議長会主催による、十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日は、令和7年10月30日、幕別町民会館を会場として開催予定でございます。

以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

**○議長（中井康雄君）** 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会への参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会への参加を計画書のとおり派遣承認することに決定いたしました。

## ◎日程第6 委員の派遣について

**○議長(中井康雄君)** 日程第6、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

**○議会事務局長(中道真也君)** それでは、委員の派遣についてご説明いたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

こちらが委員派遣承認要求書で、この委員派遣は、議会運営委員会による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議長に要求があったものであります。

調査事項は1件で、浦幌町を視察調査しようとするものであり、内容は、『議会基本条例』の視察調査であり、期日は10月1日、水曜日に実施しようとするものであります。

目的は、浦幌町における議会基本条例の策定経過や運用状況等について、先進地の取組みを視察調査を行うものであります。

派遣委員は、委員会に所属する全委員の4名で視察調査しようとするものであります。

以上、委員派遣承認要求書の説明といたします。

**○議長(中井康雄君)** 説明が終わりました。

お諮りします。

委員の派遣については、会議規則第74条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、委員派遣承認要求書のとおり派遣承認することに決定いたしました。

## ◎日程第7 村政・教育行政執行状況報告

**○議長(中井康雄君)** 日程第7、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

**○村長(川尻年和君)** 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付をさせていただきますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、十勝市町村が合同で実施している十勝定住

自立圏研修に、これまで5回、延べ13名が参加しております。

また、新任係長職を対象とした監督職員研修やクレーム対応研修などにも参加しております。

さらに、地方財政審議会会長の小西砂千夫氏による総務省研修が8月29日に東京都で開催され、本村から職員1名が参加し、地方交付税の算定や地方債の発行、基金の運用に関する基本事項を学んできております。

非核・平和の取組では、8月1日から8月15日まで役場庁舎において、広島平和記念資料館の協力のもと「平和ポスター展」を開催しております。

また、期間中の8月9日には、文化創造センターで「平和のおはなし会」を実施し、戦争や平和に関する絵本の読み語りのほか、平和への願いを込めた合唱などを行い、44名の参加がありました。

防災関係では、村の防災力強化の一環として、7月9日に有限会社中島生産組合と村内発電発生時におけるバイオガспラント発電所からのエネルギー供給等に関する防災連携協定を締結しております。

また、8月22日には、災害発生時の迅速な対応に向け、三井住友海上火災保険株式会社北海道東支店と損害調査結果の提供及び利用に関する協定を締結しております。

熱中症による健康被害を減らすため、気候変動適応法に基づき、一時的に暑熱から避難し涼める場所となる「クーリングシェルター」として、公共施設6カ所を6月1日から10月31日までの間、「涼み処」の幟を掲げて開放しております。

次に、企画財政グループについてですが、普通交付税は7月に算定事務を終え、当初予算額に対して、約6,840万円増の20億221万円となり、前年度当初交付決定額との比較では、5,480万円、2.8%の増額となっております。

また、臨時財政対策債については、前年度の地方税収が堅調に増加したことから、制度創設以来初めて交付額がゼロになっております。

本村の普通交付税の増額要因といたしましては、基準財政需要額において、地方公務員に係る令和6年度及び令和7年度の給与改定対応分で単位費用が増加したことなどが挙げられます。

第7期まちづくり計画の前期基本計画が令和7年度で終了することから、令和8年度を始期とする後期基本計画の策定を進めており、これまで、評価を行うとともに、今後の施策等について検討を行っております。

「日本で最も美しい村」連合の定期総会および学習会が、6月26・27日の2日間、長野県で開催され、景観まちづくり委員1名、事務局1名が参加しております。

加盟村である中川村と原村を訪問し、重要な景観資源の保全方法などについて、学びを深めております。

また、日本で最も美しい村づくり北海道連携会議による物産PR事業として、8月19日にエスコンフィールド北海道において、村の特産品を販売しております。

地域おこし協力隊インターンは、大学生3名の応募があり、そのうち2名はすでに任期を終了しており、本村での生活を体験しながら、福祉や産業などのさまざまな業務に携わっていただきました。

8月1日付けで人事異動を行い、令和9年度の開村80周年に向けて担当者を配置し、村史編纂などに向け着手しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、6月17日に租税教育推進協議会総会を開催し、帯広

税務署、十勝総合振興局課税課、村内学校長、教育委員会と村内学校での租税教育実施等について、協議を行っております。

住民グループについてですが、戸籍法の改正により、戸籍の振り仮名の届け出ができるようになりました。

これにより、本籍地から「戸籍に記載する予定の振り仮名の通知」が発送されますが、村では中札内村に本籍地がある方に対して8月27日に通知しております。

なお、戸籍の振り仮名通知について、広報8月号及びホームページで届け出方法などの記事を掲載し、住民周知に努めております。

有害鳥獣関係では、例年と同様に、猟友会帯広支部中札内部会の会員を鳥獣被害対策実施隊員に任命し、有害鳥獣駆除に取り組んでいただいております。

7月末時点での捕獲・駆除の状況は、ヒグマ4頭、エゾシカ239頭、アライグマ18頭、キツネ60頭、カラス58羽、ドバト27羽となっております。

また、今年度も全道レベルでヒグマの出没情報がテレビや新聞等で報道され、特に民家に近い場所での目撃も多くなっております。

本村も例外ではなく、ビートなど農作物への被害や目撃情報が多く寄せられ、捕獲用檻や注意看板の設置、警察や猟友会による巡視、情報無線での注意喚起などを行っております。

熊の出没等の情報が広範囲に及ぶことから、住宅の廻りに残飯や野菜くず等の食べ物となるようなものを放置しない、夜間の外出や単独行動を控えるなど、十分注意いただくようお願いいたします。

なお、狩猟免許取得者の増加を目的として、広報8月号に狩猟免許試験のお知らせについて掲載したほか、多面的機能支払対策活動組織の代表者に対して、試験日等の情報提供を行っております。

ごみの減量化、リサイクルによる再利用を目的とした古着・古布の無償回収を8月23日にリサイクルセンターで実施しました。

今年度2回目の実施となり、村民には年3回の実施が一定程度定着し、ごみの減量化にも効果が大きい事業だと評価しております。

国民健康保険及び後期高齢者医療の資格確認書等の交付事務を7月に実施しております。

健康保険証は昨年12月2日に廃止されて以降、今年度が初の交付事務となることから、広報7月号及び8月号に資格確認書等の説明などの記事を掲載し、住民周知に努めております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、認知症について正しく理解し、地域で生活する認知症の人や家族を見守る応援者として、自分にできることを学ぶ「認知症サポーター養成講座」を8月8日に文化創造センターにおいて開催しております。

講師には、大江病院認知症疾患医療センター認知症看護認定看護師の大森亮子氏を迎え、一般村民のほか、村内福祉事業所の職員の方を含め80名程の方が参加され、認知症についての理解を深められました。

村の福祉・介護を学ぶ「夏休み福祉の仕事見学会」は、8月7日にポロシリ福祉会恵津美ハイツのご協力をいただき、中学生4名の参加により開催しております。

見学会では、デイサービスの送迎車である車いす車両の試乗、施設内では特殊浴槽、介護ロボット等の活用を視察し、介護現場で働く職員の方から「仕事のやりがい」について、話を聞いたことや、利用されている高齢者との交流を通して、高齢者福祉を学び、介護職の魅力を感じられる機会となりました。

村敬老会については、節目の年齢を迎えられる、数え年77歳の喜寿の方、88歳の米寿の方及び99歳の白寿を迎えられる方をご招待し、9月15日に文化創造センターを会場に開催をいたします。

また、敬老祝金は、数え年77歳を迎える61名の方へ3万円を、88歳を迎える28名の方へ8万円を、それぞれ9月12日に支給を予定しております。

次に、保健グループについてですが、6月に実施した対がん協会による巡回健診の結果説明会を8月4日から実施し、対象者83名の方に対して、保健師と管理栄養士から健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明を行っております。

「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」の今年度の参加申し込みは、8月18日現在、743名の参加・登録をいただき、そのうち新たに参加を申し込みされた方は、73名となっております。

村内の飲食店で、地元野菜を使用したヘルシーメニューを提供いただく「七色野菜彩りプラス」は、7月から10月まで、村内13店舗に参加・協力いただき実施しております。

また、「七色献立プロジェクト食育体験教室」は、保育園年中児から小学生と保護者等、25名が参加され、農協青年部地元生産者11名のご協力のもと、8月9日に開催しております。

牧場見学や搾乳体験、とうもろこしの収穫体験のあと、キッチンスタジオでバターづくり等の調理実習を、農協青年部の方と一緒に体験することを通して、地元食材のおいしさ、大切さを学ぶ機会となりました。

次に、保育園についてですが、「七夕まつり」は、8月1日に開催し、父母の会役員・会員のご協力のもと、盆踊りや出店などの催しを行い、親子で季節の行事を楽しむことができました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の状況は、6月下旬以降、晴れた日が多く、気温も平年よりもかなり高い日が続いたことから、各作物ともに例年より大幅に生育が進んでおります。

小麦は、過去最速となる7月18日から収穫を開始し、23日までの6日間で終わっています。

30℃を超える猛暑日で登熟にかける期間が短くなったことから細麦傾向となり、収量は平年作を下回る結果となっております。

また、インゲンマメは、7月22日から収穫を開始し、すでに収穫を終えています。

収量は平年並みの作柄が見込まれ、枝豆も例年よりもかなり早く収穫作業に入っており、一部で干ばつの影響が懸念されますが、概ね良好であると伺っております。

この後、馬鈴しょ、豆類、てん菜等が収穫期を迎えます。

今後の好天を期待し、順調な生育、作柄になることを期待しております。

林業関係では、村有林整備工事として、協和地区ほかでの植栽10.01ヘクタール、元札内地区での準備地拵0.52ヘクタールが完了しております。

観光関係では、7月6日、第52回「ピョウタンの滝やまべ放流祭」を開催し、当日は天候にも恵まれ、約3,000名の方に来場していただきました。

「やまべのつかみ取り」や「やまべの塩焼き体験」などでは、来場者が多く、一部で混雑もみられましたが、親子連れを中心に好評を得ており、移動動物園や紙飛行機づくり飛ばし体験などのイベントも多くの方に楽しんでいただきました。

また、札内川園地では、指定管理者である株式会社AOILOが7月、8月も土・日曜日を中心に、園地周辺サイクリングツアーやカヌー体験、キャンプに役立つ火起こしレッスンを

などのイベントを開催し、日帰りのお客さまも含め多くの方に来場していただいております。

道の駅では、7月末時点の利用者数が30万2,099名となっており、昨年同期と比較して3.4%の減となっております。

7月は35度を超えた日があったこともあり、昨年より減少していますが、6月は昨年比3.3%の伸びとなり、来場者数は戻ってきている状況にあります。

日高山脈襟裳十勝国立公園に係る取組では、山の日で国立公園指定1周年を記念した「山の日音楽祭」を村、教育委員会及び日高山脈魅力発信サポーターズ主催で文化創造センターを会場に開催し、約350名の方に来場していただきました。

音楽祭では、中札内中学校吹奏楽部、帯広交響楽団ブラスクインテット、北海道警察音楽隊・カラーガード隊の3団体による演奏が行われ、来場者の皆さまは山や自然などにちなんだ演奏に聴き入り、大きな拍手が送られました。

そのほか、日高山脈写真パネル展、日高山脈VR体験、ピータンと「ほくとくん」との撮影会が行われ、来場者の皆さまに楽しんでいただいております。

花づくりの取組では、「花を育てる」、「花を飾る」といった花づくりに村民が関心を持ってもらい、裾野を広げるために取組んでいる「花苗等購入補助金」は、7月28日に今年度の申請を締め切ったところです。

180名から申請をいただき、53万1,000円程の補助金を交付しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈作業や支障木の枝払いなどの維持管理に取り組み、定期的な巡回点検を行いながら、必要に応じて随時補修などを実施し、良好な道路状態を維持しております。

公園関係では、適正な維持管理に努めるとともに、旅行雑誌等にも掲載された鉄道記念公園では、春先から温暖な天候にも恵まれ、土日や夏休み期間には村内外から多くの家族連れが訪れ、賑わいを見せております。

除雪関係では、住民自らが行う除雪作業による自助の負担軽減や、除雪ボランティアによる共助を推進することを目的として創設した『除雪機購入費補助金』について、1件の補助金を決定しております。

移住定住促進関係では、随時、定住促進支援事業の申請を受け付けており、定住促進住宅取得奨励対象として3件、民間賃貸住宅家賃助成対象として新たに3件を認定しております。

また、いつまでも快適に生活していただけるよう、既存住宅の修繕等を支援する『住宅リフォーム支援金』には、新たに17件の補助を決定しております。

さらに、移住促進協議会『なかさつサポーターズ』と連携した取組として、6月21日にまちなかキッチンスタジオ及び農村環境改善センターで行われた「美しい村マルシェ」にブースを出展したほか、移住体験住宅の利用者が移住相談を希望する場合には、移住等に際して必要とする本村の情報提供を随時行っております。

村営住宅入居関係では、公募で4件、随時募集住宅で7件の入居決定を行っております。

工事等の発注関係では、指名競争入札等の実施により、路上路盤再生工事を含む12件の工事等の発注及び契約締結を終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** 次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

**○教育長（上田禎子君）** 定例会の開会に当たり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育の状況であります。7月30日に、中札内村と更別村の両村教育研究所主催による小中高の教職員を対象とした研修会を開催し、タブレットの効果的な活用について理解を深めました。

令和7年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。

全国と本村小中学校平均正答率との比較では、小学校では、国語が全国平均を上回り、中学校では、国語・数学・理科の全ての教科において全国平均を上回りました。

今後、結果の傾向や特徴などの分析を行い、授業の改善や充実を図り、学力向上の取組みを推進してまいります。

中体連では、北海道中学校水泳大会に、中学3年生の山村まゆりさんと中学2年生の野原淳平さん、中学1年生の阿部未怜さんが出場し、野原淳平さんは、200m自由形で2位、100m自由形で3位という素晴らしい成績を収めました。

山村まゆりさんは、女子100mと200mの自由形で全国標準記録を突破して、見事2種目優勝を果たし、8月に鹿児島市で開催された全国中学校水泳大会の出場権を獲得しました。

全国大会ではこれまでの経験を活かし、本来の力を十分発揮し、最後の中体連で大きな花を咲かせました。

また、今月滋賀県で行われる国民スポーツ大会に、北海道の代表として出場することが決まっております。

他にも、北海道中学校陸上競技大会に、中学3年生の渡部咲羽さんが出場するなど、それぞれ良い経験を積んできました。

8月5日に更別村で行なわれた南十勝学童水泳大会では、本村から10名が出場し、小学5年生の山村陸さん、4年生の板澤咲慧さん、上田莉央さんが大会新記録を出しました。

北広島市のエスコンフィールドで開催された「ファイターズベースボールチャンピオンシップU12」に出場した野球少年団「中札内パワーズ」は、憧れの球場で、全力でプレーし、素晴らしいランニングホームランもあり、見事1勝することができました。

また、東京都で開催された「第46回文部科学大臣杯少年少女囲碁大会」に参加した佐藤拓磨さんは、全国の大舞台で力を発揮し、初出場で1勝するという快挙を成し遂げました。

上札内小学校では、8月14日に、開校70周年事業の一環として、20年前の開校50周年記念事業で埋設したタイムカプセルの開封式を行いました。

当日は、当時の上札内小学校児童が多く参加し、作文や思い出の品を受け取り、小学校時代を思い出し交流を深めました。

次に、社会教育の状況であります。小学5・6年生対象のサマーカレッジを7月29日から8月1日まで、国立日高少年自然の家において開催し、小学生25名と高校生ボランティア3名が沢登りや野外炊飯などの体験活動を行いました。

また、小学3・4年生対象のジュニアアウトドアスクールを、8月6日から7日まで、札内川園地や上札内交流館などにおいて開催し、小学生17名が、ウォークラリーやネイチャーゲーム、夕食づくりなどの体験活動を行いました。

川越市少年の翼は、川越市の中学3年生48名が、8月18日から20日までの3日間、上札内交流館に滞在しながら、本村中学生との交流や相原求一朗美術館見学、いも掘りなどの農業体験などを行いました。

「なかさつ音まちプロジェクト」では、7月24日に約28年ぶりとなる札幌交響楽団の

中札内公演を開催し、多くの観客が素晴らしい演奏に引き込まれていました。

また、8月16日には、ファツィオリピアノの試弾会を行い、村内外からの参加がありました。

図書館事業では、7月26日に「おはなし会夏のスペシャル」、8月7日と8日に「夏休み工作会」を行い、子どもから大人まで多くの方に参加いただき、図書館の利用促進を図ってまいりました。

部活動の地域展開に関する研修会を7月7日に開催し、令和8年度からの国の方針や中札内村が目指す部活動の取組の方向性について、情報提供を行いました。

体育関係事業では、7月13日に村民ソフトボール大会を開催し、4チームが迫力ある試合を繰り広げて盛り上がりました。

ホームランも5本出ました。

村民プールでは、7月22日から8月22日まで、子ども向け水泳教室や一般向けの水中エクササイズを実施しました。

子ども向け水泳教室では、新たに浮き島渡りやアクアボールを取り入れ、例年より多くの子ども達の参加がありました。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで各執行状況の報告は終わりました。

#### **◎日程第8 意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書**

**○議長（中井康雄君）** 日程第8、意見書案第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

意見書案第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決しました。

◎日程第 9 請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の採択を求める請願

◎日程第10 請願第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第9、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の採択を求める請願、日程第10、請願第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題にしたいと思います。

ただいま議題となっております請願第3号、請願第4号の2件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査はこの会期中に終了し、報告願います。

◎日程第11 報告第3号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第11、報告第3号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

地方自治法第130条第2項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 報告第3号、損害賠償の決定についての専決報告について。

損害賠償額の決定についての専決処分について、ご説明を申し上げます。

令和7年6月17日、中札内きらきら保育園の保育中に、散歩先の鉄道記念公園において、当該園児が大型遊具の階段を登る際に足を踏み外し、口元を階段にぶつける事故が発生しました。

口腔内を歯による切創が生じ負傷したもので、心よりお詫びを申し上げる次第であります。

このたび、本件に係る治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償するものがあります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第3号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

**◎日程第12 報告第4号 令和6年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**○議長（中井康雄君）** 日程第12、報告第4号、令和6年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

**○村長（川尻年和君）** 令和6年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

令和6年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、渡辺総務課長。

**○総務課長（渡辺大輔君）** 報告第4号の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番の議案書2ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものとして、四つの財政指標を定め、監査委員の審査に付した上で議会へ報告し、公表しなければならないとされております。

まず上段の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率は、一般会計を対象とした指標で、②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした指標で、本村ではいずれも実質収支が黒字でありますので、①、②の表示はありません。

また、一つ飛びまして、④の将来負担比率についても、一部事務組合分を含めた地方債償還金や退職手当などの将来にわたる負担額に対して、基金や交付税措置額などの将来充当可能な財源等の額の方が大きく、①、②と同様に黒字であることから、表示はされておられません。

次に、③の実質公債費比率は、地方債の返済額及び公債費に準じる額の大きさを、標準財政規模に対する割合で指標化したもので、5.6%となっております。

この比率における長期健全化基準は、右側に表示されている25.0%でありますので、本村の財政状況は基準を大きく下回っており、良好と言えます。

最後に、下段の資金不足比率であります。こちらは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模に対する比率で、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計ともに資金不足が生じておりませんので、表示されておられません。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 説明が終わりました。

報告第4号、令和6年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みといたします。

**◎日程第13 承認第3号 令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について**

**○議長（中井康雄君）** 日程第13、承認第3号、令和7年度中札内村一般会計補正予算の

専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

**○村長（川尻年和君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ペペギリ川の水質悪化により、下流域の水産関係機関より口頭による改善命令が発出されたことから、ペペギリ川の水質を早期に改善するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、渡辺総務課長。

**○総務課長（渡辺大輔君）** 承認第3号、一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ557万円を追加し、総額を59億7,956万2,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年7月17日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

最初に、歳出から説明申し上げます。

7ページをお開きください。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、説明欄11節役務費の手数料60万円の追加は、ペペギリ川水質悪化に伴う水質検査費用であります。

その下段、機械借上料497万円の追加は、ペペギリ川の川底の汚泥を撤去するための機械を借り上げたものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

19款、1項、1目繰越金557万円の追加は、令和6年度の決算認定前ではありますが、見込むことが可能ですので、財源調整するものです。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

**○4番（木村優子君）** 何点か確認をさせていただきます。

普通河川ペペギリ川の浚渫作業に係る専決処分ということで、内容については、全員協議会等で一応確認といたしますか、ご説明はしていただいておりますけれども、改めて何点か確認をしたいと思えます。

この作業によって、その川の状態ですね、それがどのようになったというふうに評価しているか。

作業の効果についてがまず1点目。

あとは今後同様の事案が発生しないように、水質汚濁防止法などの適正な運用が求められると考えておりますけれども、今後の川の維持管理やモニタリングはどのように行っていく予定なのか。

あと、新聞報道、一部されておまして、議会を経て、今後、情報公開ある一定されるの

かなというふうに推測はするのですが、情報公開の範囲とかやり方はもちろんいろいろ慎重に考慮すべきかと思えますけれども、住民の方にはどのような形で、どの程度説明をする予定でお考えなのか。

この3点について伺いたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 北村施設課長。

**○施設課長（北村公明君）** それでは、私の方から1点目と2点目について、ご回答させていただきます。

ペペギリ川の浚渫作業に係るその後の評価について、まず、回答させていただきます。

浚渫作業につきましては、8月中に作業の方は完了しております、その後、水質検査の方も実施しております。

その結果並びに下流側の更別川、北海道で管理しております河川になりますが、その水質検査におきましても基準内で、排出基準をクリアしているという結果が出ております。

その結果からも、本村では、浚渫作業については適正であったというふうに評価しているところでございます。

2点目の今後の対応についてです。

先ほど、定期監査、モニタリングのお話もありましたが、今後につきましても、定期的に、今までも普通河川、本村で管理しているほかの河川も含めて、定期監視の方を行っておりますが、引き続きモニタリング、定期監視を行うとともに、必要であれば、水質検査の方も随時行っていきたいと考えているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 尾野副村長。

**○副村長（尾野悟里君）** それでは、私の方から、3点目の情報公開、そのタイミングについて、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

今回の水質汚濁の件につきましては、この間も十勝総合振興局と調整をしながら対応をしてきたところです。

十勝総合振興局としても、今回の河川汚濁の要因は、複合的な要因であるということで分析していきまして、現在、その分析作業も振興局が中心となって連携を取りながらやっている状況となっております。

情報公開等のタイミングにつきましては、今後、振興局とも調整をしながら、今まだ振興局で調査している部分、調整している部分というのがございますので、一定のそちらの方の結果が出次第、改めて議会の方にも報告をさせていただいたり、何らかの形でまた住民周知ということもしていきたいというふうに思っております。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第3号、令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第3号は承認されました。  
休憩をしたいと思います。  
11時10分まで休憩いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分  
再開 午前11時10分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

#### ◎日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中井康雄君） それでは、続きまして、日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にいたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご説明を申し上げます。

現職の曾根俊明氏が、12月31日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、引き続き人権擁護委員として推薦しようとするものでございます。

なお、委嘱発令は令和8年1月1日から任期は3年間とされております。

曾根氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。  
諮問第1号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。  
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、討論は省略することに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
ただいま議題になっています諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者とするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とすることに決定いたしました。

◎日程第15 議案第38号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第16 議案第39号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第17 議案第40号 中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） この際、日程第15、議案第38号から、日程第17、議案第40号までの中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただいま、一括議題に供されました公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員であります槇志津子氏、知本正幸氏、高木達彦氏の3氏が、9月30日をもって任期満了となることから、引き続き選任しようとするものでございます。

なお、任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までであります。

ここに、地方公務員法第9条の2の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定いたしました。

議案第38号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の選任について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、同意することに決定いたしました。

議案第39号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の選任について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

議案第40号、中札内村公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の選任について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

◎日程第18 議案第41号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎日程第19 議案第42号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） この際、日程第18、議案第41号から、日程第19、議案第42号までの中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただいま、一括議題に供されました教育委員会委員についてご説明を申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、川田一幸氏、中西朋尋氏が9月30日をもって任期満了となることから、引き続き任命しようとするものでございます。

川田氏は、平成29年10月1日から、中西氏は令和3年10月1日から教育委員を務められ、人格、識見ともに優れており、教育委員として最適任と存じます。

なお、任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までであります。

ここに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定いたしました。

議案第41号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の任命について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

議案第42号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の任命について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

◎日程第20 議案第43号 中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第20、議案第43号、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、国において本年6月4日付で公布、施行された、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正をするものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 議案第43号の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー21番の議案関係資料1ページをお開きいただき、新旧対照表をご覧ください。

本条例は、この間の物価変動等に鑑み、選挙運動用ビラ作成に要する経費の公費負担の限度額を引き上げるため、改正するものであります。

第8条で、選挙運動用ビラ作成の公費負担額を定めており、改正前の1枚当たりの作成単価7円73銭を、改正後では、1枚当たり8円38銭に改めるものです。

なお、附則のとおり、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第43号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第44号 中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第21、議案第44号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、地方公共団体情報システムの標準化に対応する標準準拠システムを導入するにあたり、システム内で住所登録のない方の情報を管理するための機能を搭載するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、改正をするものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 議案第44号の補足説明を申し上げます。

本条例は、標準準拠システムに実装された住登外者、宛名番号管理機能を用いて、付番管理をする事務が、独自利用事務に該当し、村条例の定めが必要となること及び当該機能の施設上、他業務との連携が必要とされることから、庁内連携についても村条例の定めが必要になるため、改正するものであります。

黒ナンバー21番の議案関係資料2ページをお開きいただき、新旧対象表の右側、改正後の欄をご覧ください。

第4条、第1項及び新たな第4項では、村の住民基本台帳に記録されていない住登外者に固有番号を付番して管理し、その情報を当該執行機関が利用することができる旨の規定を追加するものです。

次に、独自利用事務について規定する別表第1に、住登外者の管理に関する事務を追加し、独自利用事務の庁内連携について規定する別表第2に、特定個人情報として住登外者宛名情報を追加するものです。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行いたします。  
以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。  
議案第44号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
議案第44号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

議案第44号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第45号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第23 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第22、議案第45号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただいま、一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正を踏まえ、現行の子育て部分休暇の見直しと、仕事と育児の両立支援に関する措置の強化を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第45号及び議案第46号について、一括して補足説明申

上げます。

本条例は、仕事と育児の更なる両立を図り、この年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、子育て部分休暇の取得形態の見直しと、仕事と育児の両立支援制度にかかわる意向確認等の措置に関する規定を整備するため、改正するものであります。

黒ナンバー 21 番の議案関係資料 5 ページをお開きいただき、新旧対照表の右側、改正後の欄をご覧ください。

はじめに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第 15 条では、改正に伴い文言の整理を行うものです。

第 17 条の 2、第 1 項では、妊娠、出産について、職員から申し出があった場合に感じなければならない措置として、制度周知や申出職員の意向確認の規定を追加するものです。

同条第 2 項では、3 歳に満たない子を養育する職員に対して、講じなければならない措置として、同様の規定を追加するものです。

同条第 3 項では、両立の支障となる事情がある職員の意向に配慮しなければならない規定を追加するものです。

第 17 条の 3 では、前条の改正に伴い、文言の整理を行うものです。

なお、附則のとおり、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日施行としておりますが、第 2 条で、経過措置として、この条例の施行日前においても措置を講ずることができる旨を規定しております。

続いて、7 ページの新旧対照表の右側、改正後の欄をご覧ください。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第 1 条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い改めるものです。

第 17 条では、部分休業を取得できない職員の定義を改め、一部の短期間非常勤職員を除き対象範囲を拡大するものです。

第 18 条では、現行の勤務時間のはじめ、又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止して、部分休業の取得形態を見直し、第 1 号部分休業について、30 分単位で 1 日つき 2 時間以内での承認を定めております。

次に、8 ページをお開きください。

第 18 条の 2 では、新たに措置された第 2 号部分休業について、原則 1 時間単位で承認する規定を追加したものです。

第 18 条の 3 では、部分休業の取得期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと定めております。

第 18 条の 4 では、1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限時間を、常勤職員は 7 7 時間 30 分と非常勤職員は 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間と定めております。

第 18 条の 5 では、部分休業の申出内容を変更できる特別の事情について定めております。

第 19 条では、改正に伴い文言の整理を行うものです。

第 20 条では、部分休業の承認の取消事由について、特別の事情により申し出内容を変更したときと定めております。

第 21 条、第 1 項では、妊娠、出産について、職員から申し出があった場合に講じなければならない措置として、制度周知や申し出職員の意向確認の規定を追加するものです。

同条第 2 項では、職員が申し出したことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならないと定めております。

第22条では、一時休業の承認請求が円滑に行われるよう講じなければならない措置として、職員に対する研修の実施や相談体制の整備、勤務環境の整備について規定を追加するものです。

なお、附則のとおり、この条例は、令和7年10月1日施行としておりますが、第2条で、経過措置として、第2号部分休業の上限時間の読み替えを規定しております。

11ページは、今回、改正の概要になりますので、ご参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これらの2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第24 議案第47号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について**

**◎日程第25 議案第48号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について**

**◎日程第26 議案第49号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について**

**○議長（中井康雄君）** この際、日程第24、議案第47号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第25、議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更

について、日程第26、議案第49号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

**○村長(川尻年和君)** ただいま一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退する団体の発生に伴い、規約を変更するため、地方自治法の規定により、議決を経ようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長(中井康雄君)** 補足説明、渡辺総務課長。

**○総務課長(渡辺大輔君)** 議案第47号、議案第48号及び議案第49号について、一括して補足説明申し上げます。

黒ナンバー21番の議案関係資料12ページから14ページまでになります。

各組合同規約の変更については、3組合ともに令和7年3月31日付で、江差町、上ノ国町学校給食組合が解散したことに伴い、組合からの脱退による規約の一部改正を行うものであります。

よって、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長(中井康雄君)** これで提案理由の説明を終わります。

これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議案第48号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第27 議案第50号 財産の購入について

○議長(中井康雄君) 日程第27、議案第50号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、大規模草地育成牧場備品購入業務について、8月25日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と売買契約を締結しようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 議案第50号、財産の購入について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー21番の議案関係資料15ページをお開きください。

本案件は、大規模草地育成牧場の牽引式ブームスプレーヤー1台を購入するもので、5社による指名競争入札を実施しました。

落札業者は、ヤンマーアグリジャパン株式会社帯広支店で、予定価格1,375万8,800円に対し、落札価格は1,001万円で、落札率は72.75%であります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第50号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第50号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第50号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第28 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長(中井康雄君) 日程第28、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、防災行政無線放送卓等更新工事について、随意契約により契約決定しました業者と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 議案第51号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー21番の議案関係資料16ページをお開きください。

既存の防災行政無線の導入から14年経過し、経年劣化から不具合が生じてきており、また、操作卓部品の製造中止により、修繕に対応できなくなることから、今回、防災行政無線操作卓及び屋外拡声子局1基のスピーカーを更新するものであります。

操作卓等の更新においては、既存の屋外放送設備や家庭用別受信機などとの連携接続の構築において、不具合が発生しないよう、また、万が一発生した場合には、迅速な復旧対応ができる専門知識と技術力が不可欠です。

このことから、本工事の業者選定にあたっては、既存の操作卓と屋外放送設備や戸別受信機との連携接続を設計・製作・施工した導入業者で、現在も機器保守業者としてシステム機能に熟知精通しており、契約の目的を継続的かつ効率的に達成できる点から、競争入札に付することが適当ではないと判断し、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号の規定に基づき、株式会社キロコ電気を選定しました。

見積書を徴した結果、6,808万2,300円で契約しようとするものであります。

なお、特定財源として、7割の交付税措置がある緊急防災減災事業債を活用いたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第51号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第51号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第28 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長(中井康雄君) この際、日程第29、議案第52号、令和7年度中札内村一般会計補正予算について、日程第30、議案第53号、令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第31、議案第54号、令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について、日程第32、議案第55号、令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 只今、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ4,726万2,000円を追加し、総額を60億2,682万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,822万円を追加し、総額を3億8,422万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的支出に275万4,000円を追加するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。資本的収入及び支出については、収益的収入に682万5,000円を追加し、資本的支出に685万円を追加するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、はじめに、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 議案第52号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

はじめに、川尻村長の公約による新たな政策予算については、当初予算において各種政策を盛り込んだ予算としていることから、新年度に予算化することで進めており、今回、先行して着手が必要となる3事業を計上させていただいております。

一つ目に、新宅地分譲地造成にかかわる設計費用。

二つ目に、開村80周年に向けた村史編纂委員報償。

三つ目に、土づくり生産基盤整備のための土壌調査費用であります。

詳細は後ほど、各科目で説明させていただきます。

黒ナンバー8番の一般会計補正予算書24ページをお開きください。

はじめに、給与費明細書ですが、特別職の表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬14万7,000円の増額については、国勢調査員の報酬手当単価の増額改定によるものです。

次に、25ページの一般職の表の比較欄をご覧ください。

報酬15万7,000円の減額は、会計年度任用職員の勤務日数の減少によるものです。

次に、給料、職員手当及び共済費の減額は、特別職就任による職員1名の減員や、8月の人事異動及び承認に伴う予算の組み替え、育児休業取得や扶養人数の変更などによるものです。

併せて、簡易水道事業会計においても、8月の人事異動の承認に伴う給料、管理職手当等を増額しておりますので、後ほどの特別会計での説明は省略させていただきます。

以上が、人件費の補正となります。

次に、人件費以外の一般会計歳出の主なものについて、説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね30万円以上の増減の補正について、説明申し上げます。

戻っていただきまして、13ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、退職手当組合負担金828万7,000円の追加は、退職者分の追加負担と負担率の変更によるものです。

その下段、3目財産管理費、説明欄中段、調査設計委託1,354万1,000円の追加は、泉団地解体撤去後の土地を、村長公約に掲げる新たな宅地分譲地として造成するための調査設計を取り進めるものです。

その下段、7目電子計算費、説明欄中段、総合行政システム保守委託252万円の減額は、12月からの標準化システム移行により、現行システムのうち標準化対象業務分を減額するものです。

その下段、産業廃棄物処理委託86万3,000円の追加は、職員用パソコンの更新に伴い、廃棄するパソコンの台数が確定したことから、処理費用を追加するものです。

その下段、ガバメントクラウド運用管理補助委託123万2,000円の追加は、12月から運用を開始するガバメントクラウド内のシステム監視、セキュリティ対応、トラブル対応を委託するものです。

その下段、ネットワーク運用管理補助委託30万8,000円の減額と、13節使用料及び賃借料のガバメントクラウド接続回線使用料30万8,000円の減額。

その下段、ガバメントクラウド利用料1,562万円の減額は、ガバメントクラウドへの4月からの接続開始予定が、8月開始と接続時期が後ろ倒しになったことから、接続にかかわる回線の保守料や使用料、クラウド利用料を4カ月分減額するものです。

次に、少し上の段に戻りまして、標準化版総合行政システム保守委託532万4,000円の追加と、14ページの最上段の標準化版総合行政システム利用料601万5,000円の追加は、12月から運用を開始する標準化システムの保守委託料及び利用料となります。

その下段、ガバメントクラウドミドルウェアライセンス料700万円の減額は、ガバメントクラウド構成の見直しにより、ライセンス費用を減額するものです。

その下段、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄中段、村史編さん委員会報償4万円の追加は、村長公約に掲げる開村80周年を記念した村史発刊に向けて、編纂委員会を設置して取り進めるものです。

次に、15ページをご覧ください。

2款総務費、3項徴税费、2目賦課徴収費、説明欄中段、給与支払報告書OCR設定委託41万8,000円の追加は、確定申告時に使用する文字読み取り機器の導入にあたり、初期設定を行うものです。

次に、17節備品購入費の給与支払報告書OCR用備品55万円の追加は、文字を読み取るための専用パソコン及びスキャナーを購入するものです。

次に、16ページお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段、十勝エアポートスパから使用料129万6,000円の追加は、当初見込みよりも入浴券の購入が増加していることから、増額するものです。

なお、特定財源の利用者負担金もあわせて、64万8,000円追加しております。

その下段、2目老人福祉費、説明欄中段、高齢者等通院タクシー交通費50万4,000円の追加は、利用者及び利用頻度の増加により増額するものです。

なお、特定財源として、福祉基金を同額繰り入れております。

その下段、3目障がい者福祉費、説明欄下段、障がい者福祉システム改修委託46万4,000円の追加は、新たな障がい福祉サービスとして、就労選択支援が創設されることから、システム改修するものです。

なお、特定財源として、国庫補助金23万1,000円を追加しております。

その下段、返還金62万9,000円の追加は、令和6年度障がい者自立支援給付費道費及び障がい時入所給付費、国費と道費の実績額確定により追加するものです。

次に、17ページをご覧ください。

3款民生費、2項、1目児童福祉費、説明欄下段、低所得者支援等臨時特別給付金1,342万円の追加は、定額減税を補足する給付金を追加するもので、特定財源として、物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金1,363万円を追加しております。

なお、議案関係資料17ページから19ページにかけて、制度概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

その下段、精算返還金60万8,000円の追加は、令和6年度子どものための教育・保育給付交付金及び子ども子育て支援交付金における国費の実績額確定により追加するものです。

次に、その下段、3目中札内保育園費、説明欄下段、上札内保育園遊具撤去工事60万円の追加は、老朽化により使用できない遊具10基を撤去するものです。

次に、18ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄中段、講演会等講師謝礼62万7,000円の追加と、その下段の手数料62万7,000円の減額は、七色献立プロジェクト終了セミナーの講師料を、会社からの派遣料として計上していましたが、個人事業主へ支払うこととなったため、同額の科目振替を行うものです。

次に、その下段、5目予防費、説明欄下段、新型コロナ定期接種ワクチン業務委託209万2,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する国の助成が終了したことに伴い、自己負担額を増額したため、委託料を減額するものです。

なお、あわせて、特定財源の国庫補助金303万7,000円も減額しております。

次に、19ページをご覧ください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄上段、11節役務費の手数料153万4,000円の追加は、令和8年度から堆肥処理施設において、下水道汚泥を受け入れることに伴い、新規に肥料登録を行うために必要な成分分析を行うものです。

その下段、4目土地改良事業費、説明欄中段、11節役務費の手数料42万2,000円の追加は、村長公約に掲げる令和12年度採択予定の道営畑総事業札内川左岸第2地区の客土工実施に向けて、土取り場候補地の土壌調査を行うものです。

次に、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、草地支障木伐採委託217万円の追加は、令和8年度の道営事業により整備する牧草地内の雑木等の処理を行うものです。

次に、20ページを開きください。

8款土木費、1項土木管理費、2目公園管理費、説明欄上段、10節需用費の修繕料105万円の追加は、鉄道記念公園貨車の木製手すりが腐食によって破損しており、今後の管理と安全性を考慮し、アルミ製手摺へ取り替えるものです。

その下段、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費、説明欄中段、10節需用費の修繕料154万3,000円の追加は、除雪車の除雪装置が故障しており、冬季に備えて修繕するものです。

その下段、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄下段、移住支援金460万円の追加は、北海道YIJターン新規就業支援事業の対象者3件に対して交付するものです。

なお、特定財源として、地方創生推進交付金345万円を追加しております。

その下段、3目村営住宅管理費、説明欄下段、10節需用費の修繕料526万円の追加は、退去時の修繕や給湯ボイラー、ストーブ等の修繕費用を、今後の見込みも含めて追加するものです。

次に、23ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄中段、文化振興奨励事業補助金117万7,000円の追加は、今後予定されている文化事業を見込み追加するものです。

なお、特定財源として、文化振興基金117万6,000円を繰り入れております。

次に、その下段、4目文化創造センター管理費、説明欄下段、電気設備改修工事実施設計委託915万2,000円の追加は、令和8年度からのLED化工事に向けて、電気設備改修の実施設計を行うものです。

なお、特定財源として、公共施設等整備基金から910万円を繰り入れております。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入について、ご説明申し上げます。

上段、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障がい者自立支援給付費負担金1,174万5,000円の追加は、令和6年度の事業費確定により追加するものです。

次に、10ページお開きください。

中段、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目、1節介護保険特別会計繰入金266万8,000円の追加は、令和6年度分の介護給付費や地域支援事業などの精算により変更が生じること、繰り入れるものです。

その下段、19款、1項、1目、1節繰越金688万7,000円の追加は、令和6年度の決算認定前ではありますが、見込むことが可能ですので、財源調整するものです。

次に、11ページをご覧ください。

中段、21款、1項村債、6目消防債、文化創造センター施設整備事業債930万円の減額は、防犯カメラ更新工事が地方債の採択とならなかったことから減額し、替わりの財源として、10ページ、最上段の公共施設等整備基金から同額繰り入れております。

次に、その下段、7目教育債、デジタル活用推進事業債300万円の追加は、小中学校指導者用タブレット端末購入費用に対する地方債が創設されたことから活用し、公共施設等整備基金を同額減額して財源を振り替えるものです。

次に、戻っていただきまして、5ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。上段は、デジタル活用推進事業債として、小中学校指導者用タブレット端末購入事業300万円を追加するものです。

また、下段は、緊急防災減災事業債の文化創造センター施設整備事業のうち、地方債の採択とならなかった防犯カメラ更新工事930万円を減額して変更するものです。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明の途中ではございますけども、お昼になりましたので、休憩をさせていただきます。

福祉課、施設課の説明は午後からとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

それでは、休憩をしたいと思います。替わりの財源

午後1時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時00分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

午前中の補足説明から続けて行いたいと思っております。

それでは、高桑福祉課長、よろしくお願いいたします。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** それでは、介護保険特別会計補正予算について、説明いたします。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、6ページをお開きください。

ページ上段、7款繰越金につきましては、令和6年度の決算認定をいただく以前ではありますが、前年度決算により、繰越額のうち返還金の財源として1,282万1,000円を追加するものです。

続いて、歳出の説明を行いますので、7ページをご覧ください。

ページ上段、7款諸支出金、1項、2目償還金、説明欄、国庫支出金等返還金1,014万9,000円の追加は、令和6年度介護保険給付費負担金等の額の確定によるもので、国道支払基金における負担金並びに交付金の精算により、最終的に余剰交付となった額をそれぞれ返還するものです。

その下、2項、1目一般会計繰出金267万1,000円の追加は、前年度における一般会計からの職員給与費繰入金のほか、令和6年度介護給付費負担金等の額確定により、国や道などと同様に、介護給付費負担分及び地域支援事業負担分、低所得者保険料軽減分の一般会計からの繰入額を精算し返還するものです。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 次に、北村施設課長。

**○施設課長（北村公明君）** 議案第54号、簡易水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、簡易水道事業会計補正予算書をご用意いただき、1ページをお開きください。

第1条は、総則。

第2条は、収益的収入及び支出の補正。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正を定めております。

次に、2ページをご覧ください。

補正予算実施計画のうち、収益的収入及び支出の支出部分についての説明です。

先に、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、10目原水及び浄水費38万9,000円については、一般会計で総務課長から説明がありましたので省略させていただきます。

その下段、12目営業費用、管理費における236万5,000円の増額は、令和7年6月12日に発生しました中島浄水場の落雷事故で、水位計及び発電機基盤などが破損したため、これらの復旧修繕に伴うものです。

続きまして、3ページから7ページまでは、給与費明細書、8ページは、補正予算キャッシュフロー計算書、9ページ及び10ページには、補正予算予定貸借対照表、11ページには、補正予算予定損益計算書、12ページには、先ほどご説明しました補正予算に係る内訳書を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、簡易水道事業会計の補足説明を終わります。

続きまして、議案第55号、公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

配布資料の黒ナンバー11番、公共下水道事業会計補正予算書をご用意いただき、1ページをお開きください。

1ページでは、第1条が総則。

第2条が、資本的収入及び支出の補正を定めており、2ページ、第3条では、企業債の補正を定めております。

続いて、3ページをお開きください。

このページは、補正予算の実施計画になります。

まず、資本的収入の部ですが、1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債、1目公共下水道事業債に340万円を追加するのは、宅地分譲地造成工事に伴う下水道調査設計費の2分の1を企業債で見込むためによるものです。

また、2項国庫補助金、1目交付金に342万5,000円を追加するのは、同じく宅地分譲地造成工事に伴う下水道調査設計費の2分の1に対して、社会資本整備総合交付金を見込むためによるものです。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは、資本的支出の部になります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、10目管渠建設改良費685万円を追加するのは、先ほど収入の部でご説明しました宅地分譲地造成工事に伴う下水道調査設計委託料に充てるためによるものです。

続きまして、5ページには、補正予算キャッシュフロー計算書、6ページ及び7ページには、補正予算予定貸借対照表、8ページには、補正予算予定損益計算書を掲載しております。

さらに、9ページ及び10ページには、先ほどご説明申し上げました補正予算に係る内訳書を掲載しておりますので、併せて、ご確認くださいようお願いいたします。

以上で、公共下水道事業会計の補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第52号から議案第55号、これらの4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

**○5番（福原一斉君）** それでは、私の方から、補正予算案について質問させていただきたいと思います。

補正予算書18ページ、有害鳥獣対策費3万円ということで計上がございます。

ハンターの保険料ということでの計上かと思いますが、村長の行政執行状況報告の中でもございましたけれども、本年度7月末の時点ですでにシカ239頭、アライグマ18頭と、非常にこの頭数、多いのかなというふうに考えております。

また、ハンターに関しては、全国的にもニュースになっているように、報酬の引き上げですとか、そういったものもございますので、今補正予算の中にはその報酬等も含めた補正という形ではなく、保険料だけの補正となっておりますので、今年度の予算の中で、このペースで駆除を続けて大丈夫なのかどうか。

その辺の見通しについて伺いたいなというところが1点でございます。

もう1点につきましては、大規模草地の草地支障木伐採ということで217万円の計上がございます。

これは19ページになりますか。

217万円ということで、支障木の伐採ということ。

これの中身について説明をいただきたいかと思えます。

3月議会のときにも93万円ほどの支障木伐採ということで計上ございましたけれども、それと別件でのところの予算なのか。

また、この支障木を伐採した後、どのように活用されるのかというところの説明をいただきたいなと思えます。

**○議長（中井康雄君）** 平山住民課長。

**○住民課長（平山直人君）** 私の方から、1点目の有害鳥獣関係のご質問に対してお答えしたいと思います。

今回のハンター保険料というのは、9月1日から市町村判断で銃が撃てるということで、この間、クマですとかイノシシもそうなのですが、そういった鳥獣に対して、市町村判断で平地でも銃が撃てるという法が改正になりまして、そのための保険になるのですが、平地で安全を確保した上で平地で銃を撃つということが、ほとんど想定はできないのかもしれませんが、建物とか物損に対しての保険代ということで、今回、計上させていただいています。

補助金の引き上げ等に関しましては、この間も猟友会と話している中で、現在の金額、設定していますし、今、7月末現在でエゾシカ239頭、アライグマ18頭というふうに話しておりましたが、昨年と同じぐらいの推移で、若干増えてはいますが、昨年と同じぐらいの捕獲頭数というふうになっておりますので、今のところ、補正で対応しなくても問題ないかなというふうには考えているところです。

12月等で判断して、補正が必要であれば補正をあげていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 平澤産業課長。

○産業課長（平澤悟君） それでは、私の方から、2点目の支障木伐採委託の関係についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和8年度の道営事業で、採草地として整備する場所の部分で必要となる雑木が多数ありましたので、そちらの雑木を処理するというようなもので、具体的に言いますと、西札内牧区の方で言いますと、一本山タワーの西側あたりの採草地で約120本の雑木を処理する予定をしております。

もう一つ、もう1カ所ございまして、こちら元更別牧区の方で、プロイラー団地の東側の方の採草地のところ約480本の雑木を処理するというので、これだけの金額になっているということでございます。

今年の第3回の臨時会で、支障木伐採委託の関係、予算計上させていただいておりますけど、そちらについては、7年度にやる部分の事前ということで、今年度、採草地として整備した部分の支障木伐採委託だったというふうに思っております。

来年度行うということで、8年度の部分の整備ということなのですが、来年早期に採草地として整備できるようにということで、今年度、支障木伐採を行おうというものです。

令和8年早々に事業を開始したいということで、このような支障木伐採委託ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 鳥獣対策に関しては、駆除頭数が増えているわけではないということで判断をさせていただいてよろしいのかなという説明だったかと思うのですが、私の方で調べていたところ、令和5年度で、例えば、全道で農業被害、例えば51億円余り。

あるいは、シカの生息頭数については72万頭余りの頭数ということで、年々やっぱり増えているというのが現状だと思います。

そういった中で、村に関しては、7月末での頭数ということでの発表だったので、この年度の途中でこの頭数だったら非常に多いなという印象だったので、このような質問になってしまいました。

ぜひ、もっともっと力を入れて、駆除というのがこの農業被害を抑える第一の方法だというふうに思っていますので、その辺に関して、ご考慮いただくようよろしくお願いしたいと思います。

また、支障木の伐採については理解いたしました。

これはあくまでも支障木を伐採して、採草地として使っていくための、その道営事業につなげるためのことだというふうに理解をいたしましたので、ありがとうございました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは、2点ほどお聞きいたします。

まずは13ページの財産管理費の1、354万1,000円ですね。

泉団地の宅地造成、宅地分譲地の設計費ということでお聞きしました。

こちらは本当に立地条件も本当に良くて、新たな分譲地としては本当に適しているかなって思っております。

全員協議会でもお話、ある程度聞いておりますけれども、18区画から20区画ということ想定されていて、それに伴って新設予定道路というのですか、そこも付くことになっているということと、あと、泉団地の中に公園ありますけれども、今もう、見てきましたけれども、

公園というよりもただの空き地みたいな状態になっていますけれども、でも、その周りにはきれいなシラカバの木とか多くの樹木が植わさっているのが目に止まりました。

西側の新設道路、日高山脈側ですね、そっちの方はすごく大きな樹木があるのですけれども、そこは民有地なのかなって思いますけども、その辺の、民有地であれば合意を得ているのかなってように思って、そこもお聞きしたいところです。

また、その公園周りのシラカバの木などもやはり伐採してしまうのかな。

伐採によって、失われる緑や景観への影響というのはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

あと、違うページですが、23ページの社会教育費の文化振興費117万7,000円というところで、この補正が出ましたけれども、文化振興が活発なことは本当に喜ばしいことと思っております。

けれども、文化振興基本条例を読みますと、予算の範囲内で補助すると明記されております。

今現在、本村はふるさと納税の寄附額が減少し、基本、基金も減るなどして、村の財政状況が厳しくなっている現実があります。

そういった中で、申請が多くあがってきて、どの団体に、例えばどれだけ配分するのか。

今までのデータなどを元に選択基準などはしていたのか。

または、申請があれば、補正を視野に入れながら、すべての団体を受け入れていくという考えを持っているのか。

その辺をお伺いしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 川尻村長。

**○村長（川尻年和君）** 大和田議員の1個目の質問に、こちらの方にお答えしたいと思います。

分譲地ということで、こちらの方につきましては、中札内村、分譲地につきましては、昨年度で全部完売したいというようなことで、早期にやはり分譲を整備しなければならないということで、現在、今取壊しをしている泉団地のところ、こちらの方に今、住民説明を踏まえながら、これからになるのですけども、いろいろと造成方法とか期間とか、そういった説明を踏まえて取り進めていくこととなります。

議員の質問の後、泉団地の公園、管理等をしていない部分もあって、草が生えているような状況があります。

私も現地を、過日、確認してきました。

立派なシラカバの木があります。

そういった部分について、住民説明会の中で、いろいろ意見を聞いて、どのようにしていくかということをおっしゃっていただいて、本当に立派な街路樹というのでしょうか、そういうものに、そういったような植栽されておりますので、今後その辺をどういうふうにしていくかと、そういったことの部分も含めて、調査設計の中で、どういうふうにしていくかということをおっしゃって検討していきたいというふうにご検討しております。

**○議長（中井康雄君）** 氏家教育次長。

**○教育次長（氏家佑介君）** 私の方から、2点目の文化奨励振興事業補助金の関係についてお答えいたします。

経過から申しますと、コロナ禍で文化振興事業ができなかった期間がありましたので、コロナ明けてからは、なるべく住民活動支援という意味もありまして、当初予算超えた場合も補正して対応してきております。

この間のふるさと納税の部分で、文化振興基金に積立いただいている部分もあったので、そのような形で対応はしてきているのですけれども、これがいつまでもこのままいくかという部分もありますし、現実問題ちょっと、ホールの予約状況も好調でして、どこまでも入れていけるという訳でもありませんので、どこかの段階で、例えば、回数制限でしたり、例えば、当初の段階で、予算に合わせて変更するなどという方法もあるかと考えております。

ただ、なかなか当初段階で、住民の皆さまも、自分たちの事業の計画をまとめきれぬかという部分もありますので、その辺は来年度に向けて検討していきたいと考えております。

**○議長（中井康雄君）** 3番大和田議員。

**○3番（大和田彰子君）** 泉団地の方は、今後住民説明会を踏まえて取り進めるということで、ぜひ、そういった住民との、泉団地の住民と合意形成しながら、景観を踏まえた良い分譲住宅となることを願っております。

そして文化振興の方は、内容わかりました。

関連として、アート事業の方にも650万円ほど予算を取っています。

そのアート事業というのは、武蔵野美術大学とか昭和音楽大学と連携した、アートの村ということで、前村長の公約でもありましたけれども、これはやはり子どもの感性を育てるということで、本当に良い事業だったのかなと思いますけれども、その効果の検証というのでしょうか、そういうのはちょっと私もわからないので、そこはどうだったのかなと思うことと、今後も勧めるべき事業なのかなというのもお聞きしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 上田教育長。

**○教育長（上田禎子君）** 本村のアート事業について、お答えしたいと思います。

アートの村ということで、音楽、美術については、義務教育で終わりなのですね。

高校行きますと、選択のある学校については学ぶことができますけれども、選択のない学校ですと、義務教育で美術、音楽というアートの教科については終わってしまうということで、委員会といたしましたは、その義務教育段階の中でできるだけ多く、子どもにそういった環境を整えて感性を高めていく。

一時大人になって、仕事が忙しくてなかなかコンサートに行けないというようなことも出てくるとは思いますけれども、あるときに音楽、又は絵画を見たりすること、子どものとき、こういうふうなのを聴いたな、見たなというもので、将来に渡ってそういうことを楽しめるような村民になってほしいという思いがありますので、まずは義務教育の中でしっかりと触れるような機会をつくっていききたいというふうに思っております。

検証はどういうふうにしていくのかということでもありますけれども、義務教育段階で触れ合ったことが、すぐ数字となって表れるものはないというふうに思いますけれども、子どもたちの感想で、今ちょうど昭和音楽大学の学生が来てくださっておりますけれども、指導していただいた後の子どもたちの感想などを見ますと、非常に心に響いて、こんなことをやってみたいというふうに、吹奏楽頑張りたいとか、小学生も、中学校行ったら入ってみたいとか、また、違ったコンサートを聴いてみたいなど、前向きな感想が子どもたちから寄せられておりますので、そういったところでは、子どもの心に響いていますので、一定の評価はできるかなというふうには思っております。

なかなか長い目で見ないと、すぐこういうことに携わったから、明日からこうなるというものではないので、長い目で見ていきたいなど。

高校生とかにも、卒業後の状況も何らかの形でどうだったかというのを聞く機会も考えていきたいなというふうには思っております。

**○議長（中井康雄君）** 今のアートに関することについては補正から外れていますので、違

うことでしたらよろしいですよ。

ありますか。

3番大和田議員。

**○3番（大和田彰子君）** 申請が多いということで、ここ最近コロナ明けですね。

どの団体に変更していくかというのも視野に入れながら、今後進めていきたいというお話をされました。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

**○6番（戸水隆君）** それでは、私の方から2点ほどお聞きしたいと思います。

19ページの上段の農業振興推進費、ここの役務費、手数料153万4,000円ありますけども、先ほどの説明の中では、下水道から出る汚泥を堆肥化センターに持ち込むための成分分析という説明だったかと思いますが、間違っていたら後で訂正してください。

これは成分分析して、これなら大丈夫だろうという判断に至ると、いつ頃から堆肥化センターに持ち込むのか。

それとまた、以前お話されていましたが水分の問題もあるかと思います。

そこら辺もどういう対応を取られるのか。

それをまず1点お聞きしたいと思います。

もう1点は、同じページの中段、土地改良一般経費、役務費、手数料42万2,000円。

これは客土の土の分析というのですか。

そのお金だということですが、前回、西札内の土地で分析をしましたら、残念ながらちょっと良い結果が出なかったということだったと思うのですが、また新たに別の箇所が、分析してみようかという場所が見つかったのか。

これは、今右岸地区が今年で終わりますね。

令和12年度から、今度は道営畑総事業の左岸地区が始まるのですけども、そちらでも恐らく客土の手挙げている方がおられると思いますが、今回のこの分析する部分、量というのですか、もし大丈夫だということになれば。

果たして、その12年度から始まる左岸地区の分を賄えるのかどうか。

それをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 平澤産業課長。

**○産業課長（平澤悟君）** それでは、私の方から1点目の手数料の関係について、お答えさせていただきますと思います。

こちらにつきましては、浄化センターから出ます脱水汚泥を分析して、堆肥化センターにということで、今回の試験についてですね、下水道汚泥を入れることによって、特殊肥料から普通肥料ということで、必ずやらなくてはならない分析ということになりますので。

その分析の内容につきましては、貴金属が基準値を超えていないとか、植物への害がないとか、そのようなものと、食害試験、あと、汚泥の分析というところで3点の検査を行います。

検体についても、ポロシリ元気堆肥1プラス下水道汚泥というものと、もう1点が、ポロシリ元気肥料プラス下水道汚泥ということで、2検体ということで、今回このような150万円もの金額になっていることとあります。

この検査を踏まえまして、一応来年度、令和8年度からということで、一応、今下水道汚泥を処理委託している業者の期間が、今年度までというところもありまして、一応来年度か

ら。

無事にといいますか、何の問題もなければ来年度からということで考えているところでございます。

あと、下水道汚泥の水分の方についてなのですが、施設課から聞いている限りでは、少しずつでも下がってきているということで、多少はまだ水分量多いのかもしれないですけど、徐々に下がってきているということで聞いているところであります。

**○議長（中井康雄君）** 北村施設課長。

**○施設課長（北村公明君）** それでは、私の方から、2点目の土地改良一般経費、役務費の手数料について、ご回答させていただきます。

こちらの補正予算なのですけれども、戸水議員がおっしゃったとおり、客土の土取り場に対する土壌分析の手数料になってきます。

昨年、西札内の公共牧場の土地を土取り場候補地として、一度土壌分析させていただきました。その結果として、4カ所、4検体検査させていただきましたが、そのうち3検体が不適合だったということで、更なる候補地の方、模索しておりましたが、2カ所ほど土取り場候補地として、今候補にあがってきたということで、そちらの土取り場の土壌分析を、今年度実施したく、今回、補正を計上させていただきました。

今回の2カ所につきまして、各2カ所ずつ計4カ所、四つの土壌を採取しまして、コンサルタントに土壌分析の調査を予定しているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 北村施設課長。

**○施設課長（北村公明君）** 失礼しました。

また、今回、2カ所の土取り場の候補地から、今予定しておりますのは、新規の札内川左岸第2地区の分の土取り場として予定しておりますので、そちらについては十分な客土が確保できるというふうに考えております。

**○議長（中井康雄君）** 6番戸水議員。

**○6番（戸水隆君）** 前段の汚泥のことに関しては理解しました。

堆肥化センターも、今原材料も不足がちだと思いますので、これが良い結果が出れば、これは良いのかなと、理解しました。

それと次の土取り場の土壌検査の件なのですが、今、2カ所ですか、そこから四つほどサンプルを取って検査をするということなのですが、これは12年度から始まる左岸地区の第2ブロックというのですか、ちょっとわかりませんが、

実際今、面積的にはどれぐらいの面積を手挙げられているのか。

それも一度お聞きしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 北村施設課長。

**○施設課長（北村公明君）** 昨年度、概算の要望量調査を行ったところ、札内川左岸第2地区では、客土の要望面積として、約128ヘクタールの客土の要望量がございました。

そのことに伴いまして、客土厚10センチメートルと仮定しますと、12万8,000立方メートルの客土が必要ですので、先ほど申し上げました2カ所の土取り場から、約12万8,000立方メートルの客土は確保できていると考えているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 6番戸水議員。

**○6番（戸水隆君）** わかりました。

128町、土の量でいくと12万8,000立米ほどということで、これは良い結果が出ればいいですね。

今、本当に、今回の一般質問でもお話ししようかなと思うのですが、この干ばつによって、

多くの農家の方々が客土を要望すると思うので、この2カ所ではなくて、またさらに次々とどンドン土取り場を探していただけるよう、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はござひますか。

4番木村議員。

**○4番（木村優子君）** 一般会計補正予算の方で何点か質問をさせていただきます。

まず、13ページの電子計算管理費について確認をしたいと思います。

システムがガバメントクラウドと標準化行政システムへの移行ということで、増減がかなりあるのですけれども、ちょっとやっぱりシステムの方の知識が勉強不足でわかりづらいので、まず、今回その審議で出ている分ですね。

ガバメントクラウド運用管理補助委託123万円の部分。

あと、標準化総合行政システムの利用料601万円分のその新規の分というのは、今後とも毎年必要になってくるというものなのか、それとも、今の移行期のところで必要なものなのかというのが、まず1点目と、あとは減額をたくさんされているので、利用しない期間の分の減額というのはわかるのですけれども、今後のランニングコストの部分で、ライセンス料700万円減額ということで挙がっておりますけれども、これは今後のランニングコストがそのまま見直されていくのかということについて確認をしたいと思います。

あわせて、結果としては村の実質負担は今後増えるのか減るのかということところがちょっと気になる場所ですので、この辺りをまず聞きたいと思ひます。

あともう1点が、23ページの文化創造センター管理費の部分です。

委託料、電気設備改修工事実施設計委託915万2,000円ですね。

こちら今回新規で挙がってきた補正予算で、課長の説明によりますと、LEDの設計についてということでご説明ございましたけれども、これは金額もそうなのですけれども、当初予算に計上できなかったのかなというふうにはちょっと考えましたので、何か理由があつて今の補正になったのかということと、実施設計を委託するという事は翌年度にその事業を着工するという認識なののですけれども、実際大まかに見込んでいる事業費はどれぐらいになるのか。

あとはその財源については、どのような、例えば、国から補助金があるとか地方債があるのかという部分あると思ひますので、その辺の見込みについて確認させてください。

**○議長（中井康雄君）** 下浦総務課課長補佐。

**○総務課課長補佐（下浦強君）** まず私の方から、標準化に関連する料金について、お答えいたします。

木村議員おっしゃったガバメントクラウド運用管理補助委託、それから、標準化総合行政システム利用料。

こちらにつきましては、今回導入時のみということではなくて、毎年月額費用として今後もかかってくる費用になります。

それから、ランニングコストの部分で、村の実質負担は今後どうなるかということですが、標準化が今年移行期ということで、令和8年度から全国でシステム標準化とガバメントクラウドの利用が始まるのですけれども、こちら、まだ初年度ということで、電算業者もスペックに余裕を持たせた形で、まだ運用が始まっていませんので、ある程度の予算が不足しないようにということで、見積もり額はいろんな形でスペックの余裕があるような形で計上されています。

来年度以降は、そういった形で、村に本当に必要なスペックに合わせた形で見積もりを精査する形で、今後将来的には費用低減というふうには持っていきたいのですけれども、導入の当

初ということで、一旦費用は増えているという状態でございます。

**○議長（中井康雄君）** 氏家教育次長。

**○教育次長（氏家佑介君）** 文化創造センター管理費の電気設備改修工事設計委託の部分についてお答えします。

まず、なぜ当初予算計上していないかという部分につきましては、ちょっと当初予算段階では、改修の方針、まだ決定しておりませんでしたので、このタイミングとなっております。

来年度の予算、工事費の見込みの部分ですが、ちょっと現在、工事費、何かどんどん上昇している中ではありますが、今回想定しているのが、照明設備のLED化、一部事務所等先行してやっている部分あるのですけれども、ホールの大半がまだ未改修ですので、特にホールの舞台照明というものがかなり特殊なものになりますので、その部分と、併せて、建設から30年近く経ちますので、施設の受電設備も含めて検討が必要かと考えております。

費用につきましては、今段階の想定で2億数年万円ということでお答えしたいと思いません。

財源につきましては、補助金の方は中々ありませんので、現在、ほかの施設でLED化しているときのように、起債を想定しております。

**○議長（中井康雄君）** 4番木村議員。

**○4番（木村優子君）** まず、電子計算管理費の方で、ご答弁いただいたので大体わかったのですけれども、クラウド上にシステム上げるということは、その自治体でサーバーの管理をしなくていいので、その分費用が下がっていくというような、保守管理料とかいろんな部分、人件費の部分とかいろんな部分でというイメージなのですけれども、今後下がっていくというような見方をしているのかということについて、再度お伺いをいたします。

あと、文化創造センターの管理費の部分ですけれども、方針が決まっていなかったということで、今回あがってきたということなのですけれども、今聞いたら2億数千万円ということで、かなりな金額になると思います。

設計が出てきてからきちんと見積もりを精査してということになると思いますけれども、補助金がないということですので、地方債、上手に利用しながら、計画的に更新はしていただけたらと思います。

1点だけもう一度確認させてください。

**○議長（中井康雄君）** 下浦総務課課長補佐。

**○総務課課長補佐（下浦強君）** 利用料の今後の見込みといたしますか、引き下げの方向性なのですけれども、今回、ガバメントクラウドミドルウェアライセンス利用料700万円を減額と。

その他の部分も見積もりを精査できるところは精査して、減額できるところは減額して、必要な部分は予算分けさせてもらってということで、トータルでは、当初予算よりは減らすことができました。

今後も、来年度からまた運用が今後始まっていきますので、ガバメントクラウドの構成の見直しですとか、共同で運用している電算事業者が、ほかの十勝管内の自治体で、本村以外でも運用している業者が、ライセンス共有をしたりですとか、そういった按分効果といたしますか、そういったものも働かせながら、減らせるところは減らしていくという考え方で進めていきたいと思っております。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 先ほどの戸水議員の質問に関連してなのですが、農業振興推進費の中の役務費の手数料ですか。

その時の答弁の中で、最近、下水道汚泥の水分が若干下がってきているというような答弁がございました。

良い傾向だなというふうには思うのですが、何かその水分を下げるような対策などをされて下がってきているのかどうか。

その点をちょっとお聞きしたいのと、以前、私、数年前に下水道のところちょっと伺って、以前の汚泥の状況をお聞きしたのですけれども、確かあの時で水分85%ぐらいだったような気がするのですが、やっぱりちょっとベタツとしたような感じのものだったと思います。

それで、幾分下がっている傾向だということでございますけれども、やっぱりその汚泥を堆肥と混ぜて使うときに、やっぱり水分が高くて、またそのために副資材が余計にいるというような状況では、また余り効果がないというか、ちょっと悪循環なのかなというふうに思いますけれども、その辺、今の現状のままである程度堆肥に混ぜて使えるというような状況なのかどうか。

確か去年か何か、1回堆肥化センターに何台か運んで混ぜて試験もされたと思いますけれども、その辺どうなっているのかお聞きしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 北村施設課長。

**○施設課長（北村公明君）** それでは、私の方から、搬入します下水道汚泥の関係、下水道を所管しております施設課の方から回答させていただきたいと思います。

先ほど宮部議員からお話がございましたとおり、近年の下水道の水分量というのは、若干ではあるのですが減少傾向だということで認識しております。

下水道の、今、少しではあるのですが、減少している要因というのは、何か薬剤であったりとか、そういうのを用以て行っている訳ではないというふうに担当の者から聞いております。

今、指定管理を請けていただいております業者の方から、毎月の水分量の報告が挙がってきているのですが、やはり、今本当に数パーセント、0.数パーセントではあるのですが、ほとんど横ばいではあるのですが、若干減少ということで、先ほどの回答になったということで理解していただければと思います。

また、水分量が今の状態で堆肥化施設の方で問題ないのかというお話であったかと思えます。

1日に浄化センターの方から排出される汚泥量なのですが、約4トンから5トンぐらいということで、1日に処分される量から見ると、かなり少量であるというふうに認識しております。

ですので、その水分量を大きく減らすことなく今の水分量でも堆肥化センターの方で十分処理できるというふうに聞いているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 平澤産業課長。

**○産業課長（平澤悟君）** 私の方から、昨年、1回堆肥化に入れたときの結果の関係ですが、担当課としては特にそのような、とりあえず持ち込んだということで、結果の方は特に聞いていないということで、大変申し訳ございませんけれども、ちょっとその辺については回答できないような状況でございます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 今回の補正とちょっと外れているかもしれないので、あまりこれ以

上聞きませんが、以前、確か下水道の方でお聞きしたときには、濁度を下げるために沈降剤だったかな、何か薬を多分投入していると思うのですが、その使う量が増えればやっぱり水分が上がるといったかな。

その薬の使う量を減らせば、何か水分は下がるというようなお話も聞いたのですが、やはり濁度が高ければやっぱり使わなければならない状況なのかなというふうに思います。

その辺、また堆肥化の方と話し合いながら、うまく混ぜて使えるような状況に持っていきように、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑ございますか。

1 番船田議員。

**○1 番（船田幸一君）** 17 ページ、25 ページ、二つご質問をさせていただきたいと思います。

17 ページの物価高騰対策、重点支援臨時交付金ということで、民生費の中で計上があり、低所得者支援臨時特別交付金1,342万円とあります。

近年、特に昨年から米不足あるいは米の高騰対策ということが、各地方自治体によって求められている対策の一つかなと思います。

そんな中で、ちょっと私も気になるのは、この対象者となる方が、中札内において、今現在、概略で結構ですので、どの程度おられるのか。

そして、これは昨年の所得に基づいて、国の指針に基づいて計算された数字であるというふうに捉えてよろしいのかどうか。

今現在、狭間にある人たちは、やはり昨年よりも非常に苦しんでいるわけですね。

その部分について、どういうお考えをお持ちなのか、今後、国の支援交付対策が出るのを待って、中札内村としては対応をしていくのか。

その辺のお考えをお聞かせ願いたいのと、それから、25 ページの職員の数の関係なのですが、その中で、短時間の方が128名で、一般で107人と。

そして、107人のうち、会計年度85人、そして会計年度以外と以内と分けて107人ということで、数字はそのとおりだと思うのですね。

ただ、そこでちょっと気になるのは、職員が85名いて、会計年度が22名いて107人と。

そうすると、短時間128名の方々の方が職員より多いことになるのですね、この表示でいくと。

これについては、延べ人数なのか実人数なのか。

これはどうしても、ちょっと私ども悩んでしまうのですね。

私は一般職員としては85人いたのだなというふうにずっと理解していた、前後いたのだなと思ったのだけでも、この表示見ると、短時間の人の方が多いとなったら、行政としてはどうなってしまうのだろうかという、僕自身が考えてしまったことなのですね。

この疑問について、端的にお答えいただければと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** それでは、私の方から、船田議員からご質問がありました1点目の低所得者支援等臨時特別給付金の関係について、ご説明をしたいと思います。

議案関係資料の17 ページに、この制度のことについてありますので、そちらの方も見ていただけたらというふうに思います。

ちょっとこの制度について、少しご説明をさせていただきますと、これは国の昨年度、定額減税を実施しております、令和6年度ですね。

所得税に対しては3万円、住民税に対しては1万円ということで、それぞれ世帯の人数分を給付するというようなものですが、今回については、その6年度に給付をした額に不足があった分を追加で給付するというような制度になります。

ですので、令和6年度に給付した額というのが、令和5年度の所得によって推計された額で給付をされておりますので、現在、令和6年度の所得が確定しましたので、確定した額でどうかということで、足りない分を補足するという給付になります。

ですので、ちょっとわかりにくいので、今回、どういう世帯が該当するかというのを19ページに示させていただいたのですが、例えば、19ページの上段になりますが、5年度の所得のところ、表の左側になりますけれども、例えば、推計所得税が6万円だった世帯の方で、3人世帯だと定額減税の分というのは3人掛ける3万円で9万円ということで、6万円では引ききれませんので、当初給付、6年度の給付としては3万円を給付したいという形になります。

令和6年度の所得が確定しましたので、実際この世帯が令和6年度、所得が下がった場合については、その確定額で再計算をしますので、この例に挙がっているものとしては、所得税額がわかった実績額が、仮に4万2,000円だったとすると、定額減税の可能額が9万円でしたので、本来給付すべき額というのは4万8,000円ほどになるかと思えます。

1万円単位に切り上げになりますので5万円ということになります。

前年度、本来給付すべき額5万円から、前年度に給付していた、仮に3万円としますと、それを差し引いた額が不足額給付ということで2万円というふうに計算をして出すことになります。

かなりちょっとわかりにくいのですが、昨年度のものに、不足をしていた者に対して支給をするということになります。

現在該当になる方がどのぐらいいらっしゃるかということですが、システム上で今抽出しております、中札内の方については370名弱ぐらいということですが、転入されてきている方が150名弱ほどいらっしゃいます。

この方たちについては、前年度の税の情報も給付の状況もわかりませんので、今、各自治体で給付の状況を確認するという作業を行っております。

今回の補正については、概算になりますけれども、その三百七、八十名の方と転入者の方を合わせて500名程度というふうに見込み、昨年度、1世帯当たり平均3万円ほどの給付でしたので、それを掛け合わせて、予算額としては1,600万円程というふうに見込んでおりますけれども、前年度の繰越額、繰越明許費の額が258万円ほどありますので、差し引きまして1,342万円ほどの予算計上というふうになっております。

後段の質問で、狭間の方にどう対応していくかというご質問もあったかと思えますけれども、この物価高騰の関係につきましては、国の方針と同様の形で進めていくという制度となっておりますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 渡辺総務課長。

**○総務課長（渡辺大輔君）** 私の方からは、給与費明細書の職員数の括弧内の人数について説明いたします。

こちらは、会計年度任用職員の、いわゆるフルタイム以外の方の職員の人数になります。

ですから、週35時間勤務の職員もいれば、本当に時間給でアルバイト的な人も含めての人数になります。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 民生費の中の給付金についてのお話はよくわかりました。

それで、私も今お話をお伺いして非常に驚いたのは、住民の1割程度の方が370名という話がありましたよね。

その他含めると500名のお話もありました。

そんなに対象者が多いのかというのが僕の実は驚きであります。

これについては、多くの方が、やはりこの物価高の世の中で、交付措置を取られることに對して期待をされてお待ちになっている方がいらっしゃると思いますので、その辺も今後の課題として、これからどう捉えていくのか。

村としてはどうなのかという部分に本当はお尋ねしたかったのですね。

国の関係だけではなくて、これだけの人たちが困っている人がいるとみなしたときに、やはり村としては、次年度に向けてこのまま物価が上がっていくとかそういうことがあるとしたら、やはり何らかの臨時財政処置を講じていかなければいけないのかなというような思いがございまして、その一端をちょっとお尋ねしてみたところであります。

それと、職員の数についてはよくわかりました。

すみません、私の認識も多少ずれていましたので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 船田議員の質問にお答えしたいと思います。

これまで国の経済対策に基づいてしっかりやってきておりますが、村独自で、今のところはそういったような考えはとりあえずありません。

今後、国・道のそういった動向を見ながら、しっかり見極めながら取り進めていくことになるかなというふうに思っております。

その背景としては、やはり財源をどうするかと。

その辺の議論が必要になってくるかと思っておりますので、その辺を加味しながら、国としっかり確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第52号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第52号、令和7年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号、令和7年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたしま

す。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第54号、令和7年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号、令和7年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りいたします。

明日5日から7日までの三日間は、議事日程の都合により休会し、8日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、次回は8日午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時00分